- 1 委員長・副委員長の選出
 - 1 委員長の選出

委員長 ______

2 副委員長の選出

副委員長 ______

- 2 これまでの啓発活動について
 - 2-1 自治基本条例制定までの経過

○3つのコンセプト

①学ぶ (H24.7~8)

市民講座

- ○基礎講座 ○応用講座
- ②体験する (H24.9 ~ H25.1)
- 市民協働ワーキング
- ○地域課題の実態調査
- ○自治のあり方の検討

③創る (H25.2~H26.3)

市民会議

○条例骨子案・素案作成 ○パブリック・インボル ブメントの実施 6月議会に 上程・議決 平成 26 年 7月1日

施行

※パブリック・インボルブメント:

ここでは、市民会議の委員が各種市民団体等の活動場所に出向いて、直接、説明したり 意見交換などを行ったりする活動を指します。

①条文ではなく、「自治」をつくっていく。

条例や協働は手段である。

②身近な課題を解決するための仕組みを構築していく。

目的は、解決困難な地域課題を解決していくことであるので、身近な課題から 調査・検討することから進めていく。

③制定作業を進めながら、協働の第一歩につなげていく。

条例制定後に協働事業を検討するのではなく、制定作業プロセスの中で、小さくとも、協働の成果を上げていく。

〇制定に向けた「3つのステップ」

①学ぶ:市民講座

基礎講座 平成24年7月21日(土)

応用講座 平成24年8月25日(土)

②体験する:市民協働ワーキング

全6回 平成24年9月21日(金)~平成25年1月12日(日)

③創る:市民会議

全8回 平成24年2月1日(水)~平成26年3月5日(水)

2-2 自治基本条例の理念

〇まちづくりの4つの基本原則

📕 協働の原則



市民・議会・行政

それぞれが役割を意識し、それぞれの力 を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを 進める

参加・参画の原則



市民

積極的にまちづくりに参加し、計画段階 から参画するよう努める

行政

市民がまちづくりに参画できる機会を保 障する

■ 情報共有の原則



市民

互いにまちづくりのための情報を提供し 合う

行政・議会

それぞれが持つまちづくりに関する情報 を積極的に提供し、市民と共有する

■ 協議の原則



市民と市民 市民・行政

お互いの意思疎通を図るため、積極的に 協議する

〇まちづくりの主体と役割

市民 (市内在住・在勤・在学者、市内事業者、町会・自治会、市内活動ボランティア) 市民の権利 ①まちづくりの担い手として、まちづくりの参加・参画する権利を有する。

②市政に関する情報を知る権利がある。

市民の役割 ①地域の課題を自ら解決する意識を持つように努める。

- ②近隣との交流を深め、共に助け合える地域づくりに努める。
- ③市内で活動している人々をまちづくりの担い手と認識し、その 活動を尊重するよう努める。

議会

議会の役割 ①市民に対し情報公開に努め、説明責任を果たす。

②市民との意見交換の場を多様に設け、政策に生かす。

③市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努める。

行政

行政の役割 ①公平・公正な市政運営を行う。

②市民と対話しやすい職場環境づくりに努める。

③技能と知識の向上に努め、市民との信頼関係を築く。

市長の役割 ①中長期的視点から市の将来像を示し、総合的で計画的な市政運営 を行う。

②理想のまちの実現に向け、市民や議会にまちづくりの推進を 働きかける。

2-3 自治基本条例制定後の取り組み

〇職員研修会

職員の理解の向上のために、講演とワークショップを実施。

【日時】平成26年10月20日(月)

【講師】松下啓一氏(相模女子大学 教授)

【受講】200名

〇自治基本条例フォーラム

自治基本条例の施行を記念して、市民を対象に講演会およびワークショップを開催。

【日時】平成26年11月9日(日)

【講師】松下啓一氏(相模女子大学 教授)

【参加】30名

◆平成27年度フォーラムのお知らせ

【テーマ】「つながり」で心も身体も健康になろう!

【日時】平成28年2月6日(土)午後1時30分~午後3時30分

【場所】戸田市文化会館304会議室

【講師】講演:近藤尚己氏(東京大学大学院准教授、医師)

事例紹介:清水真由美氏(エンジェルすまいる会長)

萩原平寿氏 (美笹地区あんしんネットワーク会長)

【定員】120名(当日先着順)

〇自治基本条例パンフレットの作成

自治基本条例の理念や内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成した。

【作成日】平成27年1月

【配 布】町会回覧版で周知。市内公共施設に配架。市役所全所属に配布。

〇自治基本条例推進委員会について

• 自治基本条例推進委員会条例検討懇談会

自治基本条例の実効性を確保するために設置する推進委員会の在り方について 市民・議員・行政の3者6名で、全4回検討した。(H27.2~7月)

自治基本条例推進委員会条例の制定

【任期】平成27年12月1日~平成29年11月30日

【人数】18名

【内容】・市長の諮問に対し答申する。(条例の見直しについて、条例の推進について等)

・委員会で主体的に活動し、条例の推進を図る。

〇条例施行1周年記念ポスターの作成

平成27年7月に、認知度向上のため町会・自治会掲示板にポスターを掲示した。

〇協働のまちづくりに関する市民意識調査

自治基本条例の浸透度や協働のまちづくりに対する市民意識を調査し、今後の基礎資料とする。

【対象】市民2,000名(無作為抽出による郵送)

【期 間】平成27年11月

【回答率】約40%(概算)

【集 計】次回委員会で集計結果を配布予定です。

〇啓発用マンガパンフレット作成

小学・中学生でも条例の内容を分かるマンガ版パンフレットを作成することで、子 どもだけでなく、その親にも見てもらうことを想定して作成中。

【発行日】平成28年3月(予定)

【部数】5,000部

2-4 協働の推進について

(1) 市民向け協働の推進について

〇戸田市市民活動推進基本方針 (平成15年3月制定)

第4章 市民・市民活動団体・市が協働で促進する重点施策

- 1 活動拠点の整備
- 2 情報ネットワークづくり
- 3 市民活動の活発化
- 4 協働をすすめる体制の確立

〇小冊子「協働への展望」 (平成26年1月制定)

市民活動団体と行政が、円滑に協働を進めていくための手引きとして、ボランティア・市民活動支援センター運営委員会が作成した。

○多世代交流ひろば「わいわいスポット」の設置 (平成26年12月実施)

市内5箇所で、地域住民や市民活動団体が集える場として設置し、順次拡大中。

- ・新曽南多世代交流館(さくらパル)2階談話コーナー
- 西部福祉センター2階ロビー
- ・福祉保健センター1階ロビー(交流スペース内)
- ・ぽけっと(NPO法人ワーカーズコープ)
- ・オリーブ (コミュニティカフェ toco's ma-ma)

公共施設

| 民間施設

(2) 職員向けの協働の推進について

〇協働研修会

平成21年度から実施。NPOの基礎知識や協働についての事例紹介などについての講義やワークショップを実施。

(※平成25年度のみ市民対象。講師:松下教授)

2年目職員に対しての内部研修も平成24年度から実施。

平成27年度研修会

【日時】平成27年12月15日(火)

【テーマ】地域力を引き出す職員の心構え

【講師】講演:松下教授

パネルトーク:外郭団体4団体の職員

【参加】51名

〇イベントの市民団体ブースへの職員の派遣(人事課主催)

平成27年度から人事課が3年目職員研修の一環として実施。 地域福祉祭り・ふらっと広場 TOMATO (10/17・ボートレース戸田) に26名が参加。

3 今後の実施内容について

3-1 今期の方針について

(1) 諮問について

市長から12月21日付けで、条例の推進についての諮問が出される。

- ・条例の運用に関すること
- ・条例の普及及び啓発に関すること
- ・条例の見直しに関すること

これらについて具体的に検討し、2年後に市長へ答申する必要がある。

(2) 自主的な検討事項について

自治基本条例推進委員会条例検討懇談会において、本委員会は『市長の諮問に応えるだけでなく、自主性を発揮して活動していくことも重要』(自治基本条例推進委員会条例【協議の足あと付き】P 2. 1 2 行目)であると示されている。

また、『自治を楽しむという理念に基づき、楽しく議論ができる場となれば良い』 (同P5.17行目)との意見もあるので、どうすれば楽しく自治について議論ができる場となるか、検討していきたい。

⇒以上、2点から、進めていく方向性について検討する。

4 その他

・次回開催 日時:平成28年2月